

2024年6月

一般社団法人富田林薬剤師会  
会員の皆様

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>大阪府済生会富田林病院  
富田林市向陽台 1-3-36  
TEL:0721-29-1121 (代表)  
薬剤部 吉田 尚史

## 院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコルの 遵守のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は当院の薬剤業務にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル」に規定していない変更を、「疑義照会事前合意プロトコルにおける変更報告書」で報告してくる事例が散見されます。プロトコルに規定されていない変更を行った場合、「疑義照会事前合意プロトコルにおける変更報告書」で報告されても、それは疑義照会したことによる変更とはなりません。つまり、薬剤師法第24条に抵触する行為と認識しています。「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル」は、富田林病院だけではなく、保険薬局の先生方、双方にとってメリットのある契約だと日々感じております。どうか、この契約がなかったことにならないように、遵守の程、宜しくお願い致します。

敬具